

平成27年度自転車ルール・マナー検定実施結果

対象者分類		中学生	高校生		
分析対象者数		4,021 人	2,382 人		
問 題		正解率 (%)	正解率 (%)	0% 20% 40% 60% 80% 100%	
問 1	自転車は原則、車道の左側を通行しなければならないが、路側帯（白色一本線）の中であれば車道の右側を通行できる。	×	71%	67%	
問 2	一方通行の標識がある道路では、自転車も矢印の方向と反対に走ってはいけない。	○	82%	76%	
問 3	歩行者専用道路の標識がある道路は、車は通行できないが、歩行者に気をつければ自転車は通行することができる。	×	71%	62%	
問 4	自転車の二人乗りは危険なため、してはならないが、法律で罰則は特に定められていない。	×	79%	83%	
問 5	自転車で道路を横断しようするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければならない。	○	92%	92%	
問 6	自転車歩道通行可の標識や表示がない歩道でも 普通自転車の運転者が13歳未満の子供、70歳以上の人、身体障害者は通行することができる。	○	58%	62%	
問 7	交通量が多く、道路幅が狭い道路であり、自動車との接触の危険がある場合は、自転車は歩道を走ることができる。	○	74%	78%	
問 8	自転車通行可の標識がある歩道を走る際は、歩行者に注意すれば、どの部分を通行してもよい。	×	70%	63%	
問 9	歩道で反対方向から自転車が来た時は、相手の自転車を右に見ながらよけるようにするとよい。	○	73%	75%	
問10	自転車が歩道を走っていて、歩行者が前にいるときは、ベルを鳴らして歩行者によってもらわなければならない。	×	72%	67%	
問11	イヤホンを使用するなど、周りの音が十分聞こえない状態で自転車を運転してはならない。	○	92%	93%	
問12	自転車が歩道を通行できる場合は、歩行者の安全をそこなうおそれがある時は、徐行して走らなければならない。	×	25%	30%	
問13	自転車で横断歩道を進行する場合、歩行者用信号ではなく、車両用信号に従わなければならない。	×	71%	69%	
問14	車道を通行する自転車が横断歩道に近づいた時、横断する人がいないだろうと思ったなら、注意せずにそのままの速度で進行できる。	×	88%	87%	
問15	信号がある交差点で、警察官が手信号で交通整理をしていた場合は、信号機ではなく、警察官の手信号に従う。	○	91%	90%	
問16	止まれの標識がある交差点は、自動車は止まらなければならないし、自転車はスピードを落として注意（徐行）して通行しなければならない。	×	29%	32%	
問17	自転車で交通事故を起こした時は、車と同じように、けが人の手当や、道路における危険を防止して、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。	○	92%	91%	
問18	道路交通法が改正され、平成27年6月1日からは、自転車運転中に危険なルール違反を行い、交通違反や交通事故でくり返し検挙されると「自転車運転者講習」を受けなければならない、受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金の対象となる。	○	87%	83%	
問19	踏切では、一時停止をして安全を確かめなければならない。	○	93%	92%	
問20	自転車は、交通事故に備えた保険に加入した方がよい。	○	92%	89%	